

介護保険システム等標準化検討会 （第4回）

標準仕様書第2.0版から第2.1版案 の変更概要等

令和5年3月16日

事務局提出資料

最新の動向(令和4年10月以降)

No	日付	主務	内容
1	令和4年10月12日 ～ 令和5年2月1日	デジタル庁	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する共通機能等技術要件検討会 データ連携ワーキングチーム 申請管理ワーキングチーム 宛名管理ワーキングチーム
2	令和4年11月8日	デジタル庁	標準仕様の指定都市における課題等検討会
3	令和4年12月13日	デジタル庁	ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料等の提供について ・【別紙1】ガバメントクラウド利用に係る地方公共団体向け説明資料 ・【別紙2】R5年度早期利用開始団体向けガバメントクラウド利用開始申請 / アカウント申請 ・【別紙3】ガバメントクラウド概要解説 ・【別紙4】ガバメントクラウド手続き概要 ・【別紙5】ガバメントクラウド利用概要(AWS編)
4	令和5年1月20日	総務省	「自治体DX推進手順書」等の改定 ・自治体DX推進手順書の概要 ・自治体DX全体手順書【第2.1版】 ・自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第2.0版】 ・自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第2.0版】 ・自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書【第2.0版】
5	令和5年2月4日	総務省	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令(案)及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(案)に対する意見募集
6	令和5年2月20日	デジタル庁	地方公共団体情報システムにおける文字要件の運用に関する検討会
7	令和5年2月21日	デジタル庁	「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】各論(案)」に関する意見照会
8	令和5年2月22日	デジタル庁	「データ要件・連携要件標準仕様書(文字要件抜粋)改定案」に関する意見照会
9	令和5年2月28日	デジタル庁	「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書【第2.0版】(案)」に関する意見照会 「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第2.0版】総論(案)」に関する意見照会

1. 標準仕様書第2.0版から第2.1版案の対応内容と残課題(1/3)

○ 各検討論点に対して、標準仕様書第2.1版案で対応した内容及び残課題は、以下のとおりである。

No	検討の論点	検討の概要	検討時期			第2.1版案への反映内容と残課題
			10月 WT	11月 WT	2月 WT	
1	分割調達対応	標準化基本方針(令和4年10月)の「5.1.1.2分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」による対応	○	—	—	【対応完了】 介護保険システムの機能の一部を切り出して調達する場合について、介護保険業務内で個別機能システム(サブユニット)で調達する場合に分けて整理し、規定している ※サブユニットのデータ要件・連携要件への反映
2	引越しワンストップサービス対応	政府方針(引越しOSSを実現するための機能)の対応	—	—	○	【対応完了】 デジタル庁より令和5年3月時点の標準仕様書に規定する業務として、「国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当、印鑑登録、軽自動車税」が指定されたことから、デジタル庁より示された横並び調整方針にならない、規定している なお、2月WT後の変更点は5頁に記載している
3	ぴったりサービスのプリセット様式対応	政府方針(行政手続のオンライン化に寄与する機能)の対応	○	—	—	【対応完了】 介護保険ワンストップサービスの対象となる申請事務における帳票について、プリセット様式と整合させるため、帳票レイアウトの変更及び項目を追加している ※追加した管理項目のデータ要件・連携要件への反映
4	公金受取口座欄の見直し	政府方針(公的給付支給等口座情報を利用する機能)の対応	○	—	—	【対応完了】 帳票レイアウトの公金受取口座欄を変更している

※ デジタル庁のデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)への反映は、令和5年3月の改版で対応予定とのこと

1. 標準仕様書第2.0版から第2.1版案の対応内容と残課題(2/3)

No	検討の論点	検討の概要	検討時期			第2.1版案への反映内容と残課題
			10月 WT	11月 WT	2月 WT	
5	データ要件・連携要件との整合対応	基本データリスト、機能別連携仕様との整合対応	—	—	○	【対応完了】 デジタル庁から厚生労働省へ依頼のあったものについて、管理項目の追加や要件の考え方・理由欄へ説明を追記している ※2月WT後の第2.1版案の主な変更内容は、6頁以降に記載している
6	過剰な機能の標準オプションへの変更対応	デジタル庁で整理する「機能要件の実装類型の見直し案」の対応	—	—	○	【対応完了】 デジタル庁から厚生労働省へ依頼のあった29件の見直し案のうち、24件について標準オプション機能に変更している
7	横並び調整方針対応	横並び調整方針の改定に伴う対応	—	—	○	【対応完了】 デジタル庁から「標準仕様書間の横並び調整方針」(令和5年2月改訂版(案))が示され、該当する部分を機能・帳票要件に反映している
8	令和4年度下期全国照会対応	全国照会の意見に対する意見集約の内容、第2.1版案への反映内容	—	—	○	1,374件の意見について、意見集約を実施している 【対応完了】 ・第2.1版案へ反映:137件 ・意見へ回答し完了:1,235件 【残課題】 ・継続検討:2件(事業所情報の一括登録) →事業所情報の一括登録にて利用が想定されるマスタ情報としては、国保連合会にて管理されている事業所台帳情報や介護サービス情報公表システムにて管理されている介護事業所情報等があり、調整に時間を要するため、継続検討としている。

なお、No.5～8の第2.1版案に反映した内容のデジタル庁のデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)への反映は、令和5年3月の改版で対応予定とのこと

1. 標準仕様書第2.0版から第2.1版案の対応内容と残課題(3/3)

No	検討の論点	検討の概要	検討時期			第2.1版案への反映内容と残課題
			10月 WT	11月 WT	2月 WT	
9	検討課題事項	検討会・WT・ベンダ分科会のご意見(未対応事項)の対応	○	○	○	【対応完了】 86件中80件対応している ※2月WT後の第2.1版案の主な変更内容は、6頁以降に記載している 【残課題】 ・継続検討:6件(事業所情報の一括登録) ※No.8と同趣旨の課題
10	継続検討事項	令和3年度・4年度上期全国照会のご意見(継続検討事項)の対応	○	—	○	【対応完了】 219件中215件対応している ※2月WT後の第2.1版案の主な変更内容は、6頁以降に記載している 【残課題】 ・継続検討:1件(事業所情報の一括登録) ※No.8と同趣旨の課題 ・継続検討:3件(介護情報基盤等) →介護情報基盤等の施策が制度改正等により示された際に反映可否等を含め検討とするため、継続検討としている。
11	その他	2月WT意見の意見集約の内容と第2.1版案への反映内容	—	—	—	93件の意見について、意見集約を実施している ※2月WT後の第2.1版案の主な変更内容は、6頁以降に記載している 【対応完了】 ・第2.1版案へ反映:16件 ・意見へ回答し完了:77件
12		デジタル庁による「標準仕様の指定都市における課題等検討会」の意見対応	—	—	—	【残課題】 指定都市以外の市町村に影響がないように、指定都市用として第2.1版を策定(予定)し、令和5年3月末に公表する予定

なお、No.9～12の第2.1版案への反映に伴う、デジタル庁のデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)への反映は、令和5年3月の改版で対応予定とのこと

2. 2月WT後の第2.1版案への反映内容(引越しワンストップサービス対応)

○ 引越しワンストップサービス対応として、2月WT後に第2.1版案へ反映した内容は以下のとおりである。

No	機能名	機能ID(旧)	実装区分／機能要件 ※赤字は2月WT時点からの変更点	2月WTから変更
1	転入予定者の転出証明書情報の受領機能	1.1.47.	◎:実装必須機能 転入前に、住民記録システムから転出証明書情報(番号利用法で規定する個人番号を除く。以下同じ。)に関する情報を取得できること。	変更なし
2	申請管理システムからの転入予約および転居予約情報の受領機能	1.1.48.	◎:実装必須機能 <u>マイナポータル等から送信された</u> 転入予約情報又は転居予約情報のうち、 <u>来庁予定者の受入れ</u> 事前準備に用いる情報を、申請管理機能(「地方公共団体の基幹業務システムの共通機能に関する標準仕様書」において規定する申請管理機能をいう) <u>から</u> 取得できること。	<u>文言の見直し</u>
3	転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理する機能	1.1.50.	◎:実装必須機能 <u>マイナポータルで付された符号により、取り込んだ転出証明書情報と転入予約情報を紐付けて管理できること。</u>	新規追加
4	転入予約情報、転居予約情報および転出証明書情報の表示機能	1.3.73.	◎:実装必須機能 転入予約情報、転居予約情報及び転出証明書情報を当該情報のデータ項目により検索ができ、画面又は帳票に出力できること。	変更なし
5	届出帳票のプレプリント機能	1.3.74.	○:標準オプション機能 来庁予定者の受入れ事前準備として、転入、転居 <u>提出時に併せて行われる手続の届出等</u> に、転出証明書情報、転入予約情報および転居予約情報を基に必要な情報を印字したうえで出力できること。 <u><介護保険資格取得・異動・喪失届></u> ■帳票詳細要件 シート:資格-01■	<u>文言の見直し</u>
6	取消申請に係る処理機能	1.1.51.	◎:実装必須機能 <u>申請管理機能から転入予約又は転居予約の取消申請を受理した場合、マイナポータルで付された受付番号(「ぴったりサービス 外部インターフェース仕様書」において規定する受付番号をいう。)を用いて対応する転入予約情報又は転居予約情報を削除できること。また、転入予約の取消申請においては、削除される転入予約情報に対してマイナポータルで付された符号を用いて、対応する転出証明書情報を削除できること。</u>	新規追加

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(本編・介護保険共通①)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No

意見概要

1

文字数についてはデータ要件にて桁数が300と定められています。また、帳票への印字については、「印字枠の範囲に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。」としているため、帳票へのカスタマイズを行うことなく対応可能と考えます。

帳票上には、データ項目「保険者名」の桁数最大300を印字するスペースはありません。文字サイズの縮小や改行をして、印字できるものではありません。保険者名は、それほど長いということがありえないために、特に問題ありません。

考え方や留意事項の背景に、帳票上で文字切れさせない、ということがあるとは思いますが、実際、標準仕様書の帳票レイアウトが、「データ要件のデータ項目の桁数」を印字できるようなレイアウトになっているのでしょうか。例えば、氏名や住所でも、最小7ポイントにすることで、データ項目の桁数分印字できるのでしょうか。印字不可だと思います。

最小7ポイントで、印字しても高齢者の方が印字内容を確認できるのでしょうか。

文字溢れ対応が不要になる説明として、以下の記載がありました。

文字数が多くなる場合に、送付先情報を活用することで、文字溢れ対応が不要になる理由が分かりませんでした。標準仕様書にも活用方法について記載はなかったと思います。氏名(英字)や住所の文字数が多くなる場合に送付先情報を活用して、文字溢れ対応が不要になる理由について、補足・説明の追加をお願いします。

※送付先情報に略称(短縮形)の氏名や住所を登録しておくことであれば、住民記録システム等でも、文字溢れ対応は不要になると思います。

○窓空き宛名部分

氏名(英字)や住所の文字数が多くなる場合は、送付先情報を活用していただく。

○その他の部分

印字枠を広げて、文字縮小を低減させるために、気にされている印字項目を示していただく。

なお、住民記録システム等では、文字溢れ対応としておりますが、介護保険システムでは当対応により文字溢れ対応を不要としております。

第2.1版案の変更内容

ご意見を踏まえ、文字縮小等により文字溢れは発生しない想定ではありますが、印字する文字が小さくなり判読不能になる場合は該当欄を空白とし気づける要件を追加いたしました。

○変更箇所

- ・本編 2. 帳票詳細要件 ⑧に「機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、」を追加。
- ・機能ID(旧) 1.6.31.に機能を追加

<変更内容>

本編 2. 帳票詳細要件(35/40ページ)

⑦ 帳票に印字する文字サイズは、帳票タイトルを 14 ポイント、他の項目は 10.5 ポイントを基本とすること。帳票によっては所定枚数に収める必要がある等の理由により数示文等の項目の文字サイズの縮小が必要な個所は 7 ポイントを最小とする。

⑧ システムから印字する各項目の文字数は、デジタル庁で定めるデータ要件のデータ項目の桁数が最大となる。機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。

本編に、赤文字を追加

機能・帳票要件(1.介護保険共通)機能ID(旧) 1.6.31.

機能ID(新)	機能ID(旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			介護保険システム	認定審査会システム	
0230228	1.6.31.	帳票出力時、「⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。」について、当要件に替えて、文字溢れ対応として、該当欄を空白とし、明示的に気づける仕組みとすること。	○	○	「介護保険システム標準仕様書」第3章 機能・帳票要件-2. 帳票詳細要件の以下に関する要件となる。 ⑦「帳票に印字する文字サイズは、帳票タイトルを14ポイント、他の項目は10.5ポイントを基本とすること。帳票によっては所定枚数に収める必要がある等の理由により数示文等の項目の文字サイズの縮小が必要な個所は7ポイントを最小とする。」 ⑧の一部「機能・帳票要件に個別に定める場合を除き、⑦に定める文字サイズでは印字枠に収まらない文字数の場合は、印字枠に収まるように文字サイズを縮小や改行をして印字すること。」

個別の要件を追加

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(本編・介護保険共通②)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容																		
	【機能ID(旧) 1.3.12.】 他システムからの連絡先情報を取り込む必要があることから、対象者の連絡先情報の登録・修正・削除・照会処理について、一括登録を行う機能を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、機能ID(旧) 1.1.3.の <u>連携(照会)する情報に連絡先情報を追加</u> しました。																		
2	<変更内容> <table><tr><th rowspan="2">機能ID (新)</th><th rowspan="2">機能ID (旧)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>0230004</td><td>1.1.3.</td><td>共通基盤等住登外者宛名番号等管理システムと連携し、送付先情報や連絡先情報を介護保険システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする</td><td>○</td><td>×</td><td>デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。</td></tr></table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険システム	認定審査会システム	0230004	1.1.3.	共通基盤等住登外者宛名番号等管理システムと連携し、送付先情報や連絡先情報を介護保険システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする	○	×	デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。	対象する情報を追加				
機能ID (新)	機能ID (旧)				機能要件	実装区分		要件の考え方・理由												
		介護保険システム	認定審査会システム																	
0230004	1.1.3.	共通基盤等住登外者宛名番号等管理システムと連携し、送付先情報や連絡先情報を介護保険システムで利用できること。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は随時・日次・月次等とする	○	×	デジタル庁が規定する「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」の住登外者宛名番号等管理機能や庁内データ連携機能を利用する。															
3	AIやOCR・RPA等の利活用について 業務従事者の事務負担軽減や、住民サービス向上の観点から、AIやOCR・RPA等の技術の利活用について、仕様書上で触れてほしい。(本仕様書の目指す姿とも合致すると考えられるため。) OCR等でデータ化された連続する申請情報(帳票詳細要件で規定される項目)を取込み、対象者の情報として自動的または手動で指定してシステムに登録できること。 《理由》 政令市規模の申請対応にあたって、情報の確認及び申請者のやり取りの効率化が、住民サービス向上に必須であるため。 他 多数 <変更内容> <table><tr><th rowspan="2">機能ID (新)</th><th rowspan="2">機能ID (旧)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>0230197</td><td>1.4.18.</td><td>申請書・届出書情報をCSVファイルから一括登録できること。 ※1 帳票レイアウトに定められた申請書・届出書の項目について、機能・帳票要件に定める管理項目の範囲において登録できること ※2 オンライン申請に対応した申請書・届出書は申請管理機能を経由した取得と同様の仕様で構わない ※3 宛名番号による対象者の特定にも対応すること ※4 更新条件やエラー処理等はベンダの実装範囲の機能とする</td><td>○</td><td>×</td><td>AI-OCRやRPA等を利用してデータ化された申請書・届出書情報を一括して登録する機能である。 新規申請や転入の場合、被保険者番号等が不明であるため、カナ氏名や生年月日等から対象者を特定することとなるが、エラー増加抑止のために宛名番号にも対応できるようにしている。</td></tr></table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険システム	認定審査会システム	0230197	1.4.18.	申請書・届出書情報をCSVファイルから一括登録できること。 ※1 帳票レイアウトに定められた申請書・届出書の項目について、機能・帳票要件に定める管理項目の範囲において登録できること ※2 オンライン申請に対応した申請書・届出書は申請管理機能を経由した取得と同様の仕様で構わない ※3 宛名番号による対象者の特定にも対応すること ※4 更新条件やエラー処理等はベンダの実装範囲の機能とする	○	×	AI-OCRやRPA等を利用してデータ化された申請書・届出書情報を一括して登録する機能である。 新規申請や転入の場合、被保険者番号等が不明であるため、カナ氏名や生年月日等から対象者を特定することとなるが、エラー増加抑止のために宛名番号にも対応できるようにしている。	AI-OCRやRPA等を利用してデータ化された<u>申請書・届出情報を一括して登録する機能</u>として、介護保険共通に機能ID(旧) 1.4.18.として、以下のように<u>標準オプション機能を追加</u>しました。 個別の要件を追加				
機能ID (新)	機能ID (旧)				機能要件	実装区分		要件の考え方・理由												
		介護保険システム	認定審査会システム																	
0230197	1.4.18.	申請書・届出書情報をCSVファイルから一括登録できること。 ※1 帳票レイアウトに定められた申請書・届出書の項目について、機能・帳票要件に定める管理項目の範囲において登録できること ※2 オンライン申請に対応した申請書・届出書は申請管理機能を経由した取得と同様の仕様で構わない ※3 宛名番号による対象者の特定にも対応すること ※4 更新条件やエラー処理等はベンダの実装範囲の機能とする	○	×	AI-OCRやRPA等を利用してデータ化された申請書・届出書情報を一括して登録する機能である。 新規申請や転入の場合、被保険者番号等が不明であるため、カナ氏名や生年月日等から対象者を特定することとなるが、エラー増加抑止のために宛名番号にも対応できるようにしている。															

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(本編・介護保険共通③)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容					
4	【機能ID(旧) 1.6.22.】 中小規模団体では、印刷場所単位毎に、通知書の固定文言を管理しなくても、十分に運用できるため、※2を実装必須から標準オプションに変更してほしい。	ご意見を踏まえ、機能ID(旧) 1.2.1.にて管理項目「組織単位コード」は標準オプション機能としておりますので、機能ID(旧) 1.6.22.の※2は標準オプション機能に見直しました。					
	＜変更内容＞	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分 介護保険システム 認定審査会システム	要件の考え方・理由	
	0230240	1. 6. 22.	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※1 各帳票のシステム印字項目単位に設定できること ※2-※1に加え、管轄や所属等の印刷場所単位に設定できること ※32 印字有無、文言を設定できること ※43 文言は、次の管理ができること ・複数行（改行付き）を管理できること ・先頭文字に全角空白文字を設定できるなどインデントに対応できること ・半角文字、英数、記号など、一般的な通知書における文言に対応できること ※文字の強調（ボールド、アンダーライン、文字サイズ等）は含まない	◎	◎	固定文言の管理は、データ要件においては「文言マスタ情報グループ」のデータ項目が該当する。市区町村コード、帳票コード、文言印字番号、文言出力順を主キーとし、1つの文言明細の文言桁数は全角・半角のそれぞれ300文字とする。 例えば、「不服の申立て及び取消訴訟」文が550文字ある場合は、文言出力順：1は300文字、2は250文字のように分割して管理すること。 なお、機能ID 1.6.23-0230242、0230243も同様の管理とする。従って自由記載欄においても同様となる。	
	※2の記載を標準OPに移動	0230241	1. 6. 22.	通知書等の固定文言（教示文全体を含む）を管理できること。 ※ 管轄や所属等の印刷場所単位に設定できること	○	○	
5	【機能ID(旧) 1.6.23.】 中小規模団体では、印刷場所単位毎に、通知書の固定文言を管理しなくても、十分に運用できるため、※2を実装必須から標準オプションに変更してほしい。	ご意見を踏まえ、機能ID(旧) 1.2.1.にて管理項目「組織単位コード」は標準オプション機能としておりますので、機能ID(旧) 1.6.23.の※2は標準オプション機能に見直しました。					
	＜変更内容＞	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分 介護保険システム 認定審査会システム	要件の考え方・理由	
	0230242	1. 6. 23.	通知書等への印字項目等を管理できること。 ※1 各帳票のシステム印字項目単位に設定できること ※2-※1に加え、管轄や所属等の印刷場所単位に設定できること ※32 印字有無、印字する管理項目、前付加文言、後付加文言を設定できること ※43 システム印字項目 1箇所に対して※32を複数設定できること ※54 ※43にて複数設定された場合、設定単位に改行を付与して印字されること	◎	◎	当設定により、例えば給付管理の「介護保険 高額介護（予防）サービス費支給（不支給）決定通知書」の備考欄へ次のとおり印字できる。 例）支給済金額を印字する場合、以下のよう設定する。 ・印字有無：有 ・印字項目：支給済金額 ・前付加文言：「支給済金額：」 ・後付加文言：「円」 備考欄への印字は、以下のようになる。 「支給済金額：5,000円」	
	※2の記載を標準OPに移動	0230243	1. 6. 23.	通知書等への印字項目等を管理できること。 ※ 管轄や所属等の印刷場所単位に設定できること	○	○	

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(保険料関連①)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
1	3.保険料賦課 3.1保険料賦課共通 機能ID(旧) 3.1.21 標準オプション 機能IDの中に複数の様式が示されていますが、標準オプション機能として対応する場合、全ての様式に対応する必要がありますか？ 他の機能IDにも同様。 1機能IDで複数の様式が記載されている機能要件については、一部の様式のみ対応することも許容できるように全体的に記載を見直していただきたい。	ご意見を踏まえ、帳票出力に関する機能要件は帳票単位に機能IDを分割しました。なお、実装必須機能は分割有無にかかわらず、実装する必要がある機能になりますので、現状のままとしています。 <table><thead><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>0230343</td><td>3.1.21.</td><td>賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座）、併徴）単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること <納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-03 ■ <納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-04 ■</td><td>○</td></tr><tr><td>0230344</td><td>3.1.21.</td><td>賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座）、併徴）単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること <納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-04 ■</td><td>○</td></tr></tbody></table> ※ 上図以外にも標準オプション機能としている帳票すべてに対して、機能IDを分割する対応を同様に行っております。	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0230343	3.1.21.	賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座）、併徴）単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること <納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-03 ■ <納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-04 ■	○	0230344	3.1.21.	賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座）、併徴）単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること <納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-04 ■	○
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0230343	3.1.21.	賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書」または「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座）、併徴）単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること <納入通知書（保険料額決定通知書）兼特別徴収開始通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-03 ■ <納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-04 ■	○											
0230344	3.1.21.	賦課処理の行われた被保険者について、「納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 納入通知書について、以下の山分けができること ・代理納付有無 ・納付方法（特徴、普徴（自主）、普徴（口座）、併徴）単位 ・賦課年度単位 ・自主納付となる期別数単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること <納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書（ハガキ様式）> ■帳票詳細要件 シート：賦課-04 ■	○											
2	国民年金システム側からの連携機能の要件追加依頼により、追加。 <追加内容>	機能ID(旧) 3.1.30.に国民年金システムへ特別徴収者情報を提供する連携要件を追加しました。 <table><thead><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>0230359</td><td>3.1.30.</td><td>国民年金システムに、介護保険システムで管理する特別徴収者情報（宛名番号及び基礎年金番号等）を提供する。</td><td>○</td></tr></tbody></table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0230359	3.1.30.	国民年金システムに、介護保険システムで管理する特別徴収者情報（宛名番号及び基礎年金番号等）を提供する。	○				
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0230359	3.1.30.	国民年金システムに、介護保険システムで管理する特別徴収者情報（宛名番号及び基礎年金番号等）を提供する。	○											

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(保険料関連②)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
3	【機能ID(旧) 3.3.3.】 平準化する際の算定根拠について、当年度は所得情報を使用していますが、前年度は所得情報ではなく、保険料段階を使用しているのには何か理由があるのでしょうか。 介護保険料は3年ごとに見直すことになっているため、改正前後の年度では、保険料段階の基準が大きく変わることが考えられます。それらを踏まえると、より平準化の精度を上げるため、前年度の所得情報から当年度の保険料段階を判定した方が適切だと思います。	ご意見のとおり、誤解がない表現とすべきですので、機能ID(旧) 3.3.3.の表現を見直ししました。 ＜修正前＞ ・・・か「前年保険料段階を使用」かを選択できること。 ＜修正後＞ ・・・か「前年度の所得情報を使用」かを選択できること。												
	＜変更内容＞ <table><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr><tr><td>0230370</td><td>3. 3. 3.</td><td>仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。 また、仮徴収額の平準化の対象が「8月の徴収額」の場合、仮徴収額の平準化の保険料段階算出時には、「当年度の所得情報を使用」か「前年保険料段階前年度の所得情報を使用」かを選択できること。</td><td>◎</td></tr></table> 表現を見直し	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0230370	3. 3. 3.	仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。 また、仮徴収額の平準化の対象が「8月の徴収額」の場合、仮徴収額の平準化の保険料段階算出時には、「当年度の所得情報を使用」か「 前年保険料段階前年度の所得情報 を使用」かを選択できること。	◎					
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0230370	3. 3. 3.	仮徴収額の平準化の対象は「6月および8月の徴収額」と「8月の徴収額」の2通りの運用から選択できること。 また、仮徴収額の平準化の対象が「8月の徴収額」の場合、仮徴収額の平準化の保険料段階算出時には、「当年度の所得情報を使用」か「 前年保険料段階前年度の所得情報 を使用」かを選択できること。	◎											
4	【機能ID(旧) 3.8.4.、3.8.5.】 保険料減免に関する管理項目(減免申請日や減免決定年月日他)が標準オプション扱いに変更になった。これに合わせて「介護保険料減免決定通知書」や「介護保険料減免取消通知書」の印刷機能も標準オプション扱いにすべきではないか。	ご意見のとおり、減免に関する通知にて必要となる管理項目が標準オプション機能に変更したこと、又、賦課-01「納入通知書(保険料額決定通知書)兼特別徴収開始通知書」や賦課-02「納入通知書(保険料額変更通知書)兼特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書」にて減免額等は通知可能であることから、賦課-08「介護保険料減免決定通知書」、及び、賦課-09「介護保険料減免取消通知書」の出力機能は標準オプション機能に変更しました。												
	＜変更内容＞ <table><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr><tr><td>0230402</td><td>3. 8. 4.</td><td>保険料減免対象者について、「介護保険料減免決定通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-08■</td><td>○</td></tr><tr><td>0230403</td><td>3. 8. 5.</td><td>保険料減免取消対象者について、「介護保険料減免取消通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-09■</td><td>○</td></tr></table> 標準OPに変更	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0230402	3. 8. 4.	保険料減免対象者について、「介護保険料減免決定通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-08■	○	0230403	3. 8. 5.	保険料減免取消対象者について、「介護保険料減免取消通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-09■	○	
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0230402	3. 8. 4.	保険料減免対象者について、「介護保険料減免決定通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-08■	○											
0230403	3. 8. 5.	保険料減免取消対象者について、「介護保険料減免取消通知書」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：賦課-09■	○											

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(保険料関連③)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
5	【機能ID(旧) 5.4.1.】 以下の管理項目について、実装必須から標準オプションに変更して頂きたい。 <管理項目> ・処分管理日 ・処分決裁日 ・処分起案日 ・処分管理理由コード ・処分管理区分コード	ご意見を踏まえ、機能ID(旧) 5.4.1.実装必須の管理項目について、以下のとおり見直しました。 <u>「処分管理日」</u> ⇒「処分執行日」と同義の項目のため、<u>項目削除</u> <u>「処分決裁日」「処分起案日」</u> ⇒時効管理に影響しない項目であるため、<u>標準オプション機能へ実装区分を変更</u> <u>「処分管理理由コード」</u> ⇒「不納欠損事由コード」と同義の項目のため、<u>項目削除</u> <u>「処分管理区分コード」</u> ⇒不納欠損の状態(不納欠損、欠損停止等)を管理する想定のため、<u>項目名を「不納欠損状態コード」へ見直し</u>、実装区分は実装必須のままとする また、併せて、機能ID(旧) 5.1.1.実装必須の管理項目について、以下のとおり見直しました。 <u>「処分決裁日」「処分起案日」</u> ⇒時効管理に影響しない項目であるため、<u>標準オプション機能へ実装区分を変更</u> <u>「処分管理理由コード」</u> ⇒<u>項目名を「不納欠損事由コード」へ見直し</u>、実装区分は実装必須のままとする <変更内容> <table><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr><tr><td>0230495</td><td>5.4.1.</td><td>滞納処分や不納欠損等の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者番号 ・滞納期別（賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、時効年月日、不納欠損年月日、不納欠損事由コード、不能欠損状態コード、保険料収納日、調定月） ・滞納処分状況（処分執行日、処分コード、処分事由コード、処分内容、処分管理日、処分決裁日、処分解除日、処分解除事由コード、処分解除事由、処分管理理由コード、処分管理区分コード） ・時効更新日、時効更新猶予事由コード ・時効起算日、原因区分コード、時効停止開始日、時効停止終了日 ※ 履歴管理できること</td><td>◎</td></tr><tr><td>0230496</td><td>5.4.1.</td><td>滞納処分や不納欠損等の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・債権種別コード ・配当・換価情報（換価金額、債権者の住所・名称、首長が確認した債権額、配当順位、配当金額、交付期日、交付場所） ・充当情報（交付要求（参加差押）先執行機関、交付要求（参加差押）・差押年月日、受入金額） ・繰上徴収情報（変更後納期限、繰上徴収する理由） ・換価猶予情報（換価猶予区分※2、換価猶予期間、申請理由、担保有無、担保または担保無の理由、換価猶予取消期間、取消事由） ・滞納処分状況（処分起案日、処分決裁日） ※1 不納欠損の一括登録もできること ※2 換価猶予区分は、職権による換価猶予か申請による換価猶予かを識別できること</td><td>○</td></tr></table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0230495	5.4.1.	滞納処分や不納欠損等の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者番号 ・滞納期別（賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、 時効年月日 、 不納欠損年月日 、 不納欠損事由コード 、 不能欠損状態コード 、保険料収納日、調定月） ・滞納処分状況（処分執行日、処分コード、処分事由コード、処分内容、 処分管理日 、 処分決裁日 、 処分解除日 、 処分解除事由コード 、 処分解除事由 、 処分管理理由コード 、 処分管理区分コード ） ・ 時効更新日 、 時効更新猶予事由コード ・ 時効起算日 、 原因区分コード 、 時効停止開始日 、 時効停止終了日 ※ 履歴管理できること	◎	0230496	5.4.1.	滞納処分や不納欠損等の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・債権種別コード ・配当・換価情報（換価金額、債権者の住所・名称、首長が確認した債権額、配当順位、配当金額、交付期日、交付場所） ・充当情報（交付要求（参加差押）先執行機関、交付要求（参加差押）・差押年月日、受入金額） ・繰上徴収情報（変更後納期限、繰上徴収する理由） ・換価猶予情報（換価猶予区分※2、換価猶予期間、申請理由、担保有無、担保または担保無の理由、換価猶予取消期間、取消事由） ・滞納処分状況（ 処分起案日 、 処分決裁日 ） ※1 不納欠損の一括登録もできること ※2 換価猶予区分は、職権による換価猶予か申請による換価猶予かを識別できること	○
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0230495	5.4.1.	滞納処分や不納欠損等の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・被保険者番号 ・滞納期別（賦課年度、調定年度、徴収方法区分コード、期別、 時効年月日 、 不納欠損年月日 、 不納欠損事由コード 、 不能欠損状態コード 、保険料収納日、調定月） ・滞納処分状況（処分執行日、処分コード、処分事由コード、処分内容、 処分管理日 、 処分決裁日 、 処分解除日 、 処分解除事由コード 、 処分解除事由 、 処分管理理由コード 、 処分管理区分コード ） ・ 時効更新日 、 時効更新猶予事由コード ・ 時効起算日 、 原因区分コード 、 時効停止開始日 、 時効停止終了日 ※ 履歴管理できること	◎											
0230496	5.4.1.	滞納処分や不納欠損等の状況が登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・債権種別コード ・配当・換価情報（換価金額、債権者の住所・名称、首長が確認した債権額、配当順位、配当金額、交付期日、交付場所） ・充当情報（交付要求（参加差押）先執行機関、交付要求（参加差押）・差押年月日、受入金額） ・繰上徴収情報（変更後納期限、繰上徴収する理由） ・換価猶予情報（換価猶予区分※2、換価猶予期間、申請理由、担保有無、担保または担保無の理由、換価猶予取消期間、取消事由） ・滞納処分状況（ 処分起案日 、 処分決裁日 ） ※1 不納欠損の一括登録もできること ※2 換価猶予区分は、職権による換価猶予か申請による換価猶予かを識別できること	○											

管理項目を見直し

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(受給者管理)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No

意見概要

1

【機能ID(旧) 6.3.1.、6.3.2.】
管理項目の給付制限状態区分コード、一時差止状態区分コードについて、実装必須と標準オプションになっている機能が混在しているため、どちらかに統一してほしい。

第2.1版案の変更内容

ご意見を踏まえ、機能ID(旧) 6.3.1.の管理項目「給付制限状態区分コード」及び機能ID(旧) 6.3.2.の管理項目「一時差止状態区分コード」を標準オプション機能から、**実装必須機能へ変更**しました。

給付制限の状態により、適用期間の設定要否等が変わるため、管理項目としては必須と想定しておりますが、標準オプション機能としている「償還払い化」「一時差止」「控除適用」のうち、「控除適用」は運用により決定(適用)状態のデータのみを管理する場合も想定されるため、標準オプション機能のままとし、「償還払い化」「一時差止」は実装必須へ変更しました。

<変更内容>

機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分
0230595	6.3.1.	保険料の滞納期間が1年以上経過した被保険者（※1）に対する、保険給付における支払方法変更（償還払い化）について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。 ※1 法第66条第2項の規定により、政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、滞納期間が1年未満でも対象とできる 【管理項目】 ・被保険者番号 ・支払方法変更適用決定日 ・適用期間（開始日・終了日） ・給付制限状態区分コード ・支払方法変更通知書発行日 →弁明書提出期限日 ※2 履歴管理できること	◎
0230597	6.3.2.	保険料の滞納期間が1.5年以上経過した被保険者（※1）に対する、償還・高額申請の保険給付支払の一時差止について以下の給付制限情報が登録・修正・削除・照会できること。 ※1 法第67条第2項の規定により、政令で定める特別の事情があると認める場合を除き、滞納期間が1.5年未満でも対象とできる 【管理項目】 ・被保険者番号 ・一時差止適用決定日 ・適用期間（開始日・終了日） ・一時差止状態区分コード ・一時差止通知書発行日 →差止めの対象となる介護サービス→差止めの対象となる給付額 ・一時差止めの給付費の内容（利用月、サービスの種類、給付額） ※2 履歴管理できること	◎

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(給付管理)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容																
1	【機能ID(旧) 8.1.10.】 当情報は、利用者負担減免情報等を入力する際に、初期表示等するため情報であり、当内容は、いわゆる便利機能の位置づけになると考えられるので、標準オプションでいいのではないかと。 【機能ID(旧) 8.1.11.】 当内容は、制度に基づいた上限額があり、市町村でメンテナンスすることはないと考えられるため、登録・修正・削除・照会等できる機能は、標準オプションとしてもいいのではないかと。 【機能ID(旧) 8.1.12.】 当情報は、システム上管理しておく必要がないと考えられるため、標準オプションとしてもいいのではないかと。	制度として明記のある情報のため、実装必須機能と整理していましたが、マスタ管理せずに情報を管理することも可能と認識しますので、ご意見を踏まえ、標準オプション機能へ変更しました。 <table><thead><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>0230850</td><td>8.1.10.</td><td>利用者負担減免率について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・減免の種類コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・減免給付率 ※ 履歴管理できること</td><td>○</td></tr><tr><td>0230851</td><td>8.1.11.</td><td>高額介護サービス費上限額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・高額負担上限額所得区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・高額利用者負担上限額 ※ 履歴管理できること</td><td>○</td></tr><tr><td>0230852</td><td>8.1.12.</td><td>特定入所者介護サービス費基準費用額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・特定入所者介護サービス区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ※ 履歴管理できること</td><td>○</td></tr></tbody></table> 標準OPに変更	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0230850	8.1.10.	利用者負担減免率について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・減免の種類コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・減免給付率 ※ 履歴管理できること	○	0230851	8.1.11.	高額介護サービス費上限額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・高額負担上限額所得区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・高額利用者負担上限額 ※ 履歴管理できること	○	0230852	8.1.12.	特定入所者介護サービス費基準費用額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・特定入所者介護サービス区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ※ 履歴管理できること	○
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分															
0230850	8.1.10.	利用者負担減免率について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・減免の種類コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・減免給付率 ※ 履歴管理できること	○															
0230851	8.1.11.	高額介護サービス費上限額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・高額負担上限額所得区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・高額利用者負担上限額 ※ 履歴管理できること	○															
0230852	8.1.12.	特定入所者介護サービス費基準費用額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・特定入所者介護サービス区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ※ 履歴管理できること	○															
2	【機能ID(旧) 8.6.1.】 以下の管理項目について、削除、または実装必須から標準オプションに変更して頂きたい。 <管理項目> ・審査自庁区分コード ・国保連合会提出区分コード	機能ID(旧) 8.6.1.の管理項目「審査自庁区分コード」について、委託運用の場合に一部自庁で処理するケースを想定し定義しましたが、自治体により一部自庁処理をする運用も行わないことが想定されるため、標準オプション機能に見直しました。また、管理項目「国保連合会提出区分コード」についても、「審査方法区分コード」より再提出等の詳細な状況を管理することを想定したコードですが、自治体により必要性が異なるため、標準オプション機能に見直しました。																
3	公金受取口座について、保険料還付請求書以外の申請書についても公的受取口座希望者の個人番号を記載する欄を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、以下の帳票レイアウトにつきまして、個人番号の記載欄を追加しました。 【対応帳票】 給付-11.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書 給付-13.介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 給付-15.介護保険居宅介護(介護予防)サービス費等支給申請書(償還払用) 給付-17.介護保険特定入所者介護(介護予防)サービス費等支給申請書 給付-30.介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書 総合-04.介護予防・日常生活支援総合事業費支給申請書(償還払用) 総合-07.高額介護予防サービス費相当事業費支給申請書																

2. 2月WT後の第2.1版案の主な変更内容(総合事業)

○ 2月WTの意見について、第2.1版案への主な反映内容は以下のとおりである。

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
1	【機能ID(旧) 10.1.10.】 当内容は、制度に基づいた上限額があり、市町村でメンテナンスすることはないと考えられるため、登録・修正・削除・照会等できる機能は、標準オプションとしてもいいのではないかな。	制度として明記のある情報のため、実装必須機能と整理していましたが、マスタ管理せずに情報を管理することも可能と認識しますので、ご意見を踏まえ、標準オプション機能へ変更しました。												
	＜変更内容＞ <table><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr><tr><td>0231141</td><td>10.1.10.</td><td>高額介護予防サービス費相当事業上限額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・高額負担上限額所得区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・高額利用者負担上限額</td><td>○</td></tr></table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0231141	10.1.10.	高額介護予防サービス費相当事業上限額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・高額負担上限額所得区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・高額利用者負担上限額	○	標準OPに変更				
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0231141	10.1.10.	高額介護予防サービス費相当事業上限額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・高額負担上限額所得区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・高額利用者負担上限額	○											
2	【機能ID(旧) 10.2.9.、10.2.10.】 機能別連携仕様の修正に伴い、連携する情報名を修正。	連携する情報名を「介護予防・生活支援サービス事業対象者情報」に見直しました。												
	＜変更内容＞ <table><tr><th>機能ID (新)</th><th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr><tr><td>0231155</td><td>10.2.9.</td><td>地域包括支援センターに、各種情報（被保険者情報、基本チェックリスト情報）介護予防・生活支援サービス事業対象者情報を提供する。 ※1 地域包括支援センターのインタフェース仕様書「保険者（市町村）ー地域包括支援センター間インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと</td><td>○</td></tr><tr><td>0231156</td><td>10.2.10.</td><td>地域包括支援センターに、基本チェックリスト情報介護予防・生活支援サービス事業対象者情報を照会する。 ※1 地域包括支援センターのインタフェース仕様書「保険者（市町村）ー地域包括支援センター間インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 データの取込処理は随時での運用も可能なこと</td><td>○</td></tr></table>	機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	0231155	10.2.9.	地域包括支援センターに、各種情報（被保険者情報、基本チェックリスト情報）介護予防・生活支援サービス事業対象者情報を提供する。 ※1 地域包括支援センターのインタフェース仕様書「保険者（市町村）ー地域包括支援センター間インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○	0231156	10.2.10.	地域包括支援センターに、基本チェックリスト情報介護予防・生活支援サービス事業対象者情報を照会する。 ※1 地域包括支援センターのインタフェース仕様書「保険者（市町村）ー地域包括支援センター間インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 データの取込処理は随時での運用も可能なこと	○	連携する情報名を見直し
機能ID (新)	機能ID (旧)	機能要件	実装区分											
0231155	10.2.9.	地域包括支援センターに、各種情報（被保険者情報、基本チェックリスト情報）介護予防・生活支援サービス事業対象者情報を提供する。 ※1 地域包括支援センターのインタフェース仕様書「保険者（市町村）ー地域包括支援センター間インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 データの抽出処理は随時での運用も可能なこと	○											
0231156	10.2.10.	地域包括支援センターに、基本チェックリスト情報介護予防・生活支援サービス事業対象者情報を照会する。 ※1 地域包括支援センターのインタフェース仕様書「保険者（市町村）ー地域包括支援センター間インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 データの取込処理は随時での運用も可能なこと	○											

標準OPに変更

連携する情報名を見直し